

《生前相続の場合》 墓地使用相続の手続き

墓地使用相続には、下記の書類等をご用意ください。

※墓地使用者・相続者両方のご来園をお願いしております。

手続きに必要な書類等

	書 類 名	ご記入いただくもの	ご用意いただくもの
1	墓地使用相続（承継）申請書（実印）	○	—
2	契約書又は墓地使用承諾証	—	○
3	上記2の契約書等を紛失したときは 再交付申請書（実印） *再交付手数料3,300円（税込）が別途必要になります	（ ○ ）	—
4	墓地使用者の印鑑証明書	—	○
5	戸籍謄本又は戸籍抄本 墓地使用者と相続人の関係がわかるもの	—	○
6	墓地使用者の身分証 免許証・保険証・年金手帳など	—	○
7	相続者（承継者）の住民票	—	○
8	相続者（承継者）の身分証 免許証・保険証・年金手帳など	—	○
9	相続（承継）手数料 13,200円（税込）	—	○
10	印鑑	—	○

5・6・7・8については確認後お返しします。

※やむを得ず墓地使用者・相続者（承継者）が来園できない場合には、以下の書類等も必要になります。

	書 類 名	ご記入いただくもの	ご用意いただくもの
11	委任状 来園できない方の署名・実印	○	—
12	来園できない方の印鑑証明書	—	○
13	代理人の身分証・印鑑 免許証・保険証・年金手帳など	—	○

13については確認後お返しします。